

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程の一部改正

現行		改正		改正理由		
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)				
職員区分	職名	職員区分	職名			
教育職員	教授	教育職員	教授			
	准教授		准教授			
	講師		講師			
	助教		助教			
	助手		助手			
事務職員	部長	事務職員	次長			
	副部長		(削る)			
	事務長、課長、室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長に限る。）		事務長、課長、調整役、室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長に限る。）			
	室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、次長、専門員		室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、監査室副室長、副課長、専門員			
	係長、専門職		係長、専門職			
	主任		主任			
	係員		係員			
技術職員	施設系	技術職員	施設系	課長		
				室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、次長	室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、副課長	
				係長	係長	
				主任	主任	
				係員	係員	

	教室系	技術専門員		教室系	技術専門員
		技術専門職員			技術専門職員
		技術員、労務作業員			技術員、労務作業員
	教育補助系	教務職員		教育補助系	教務職員
医療系	看護師	医療系	看護師		

附 則 (平成31年4月1日教規程第2号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。